

## 法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点50点

〔設問1〕次の用語について、各100字程度で簡潔に説明せよ。（配点20点）

- (1) 請求の趣旨
- (2) 将来の給付の訴え
- (3) 二当事者間における証拠共通の原則
- (4) 争点効

〔設問2〕次の【事実】を読んで問い合わせに理由を付して答えよ。（配点30点）

### 【事実】

Xは、Yに対して、甲土地を木造建物の敷地とする目的で賃貸し、Yは、甲土地上に木造建物を建てて所有していた。しかし、YがXに無断で、上記木造建物を鉄筋コンクリート造の建物に改築したため、Xは、甲土地の上記賃貸借契約を解除し、Yに対し、鉄筋コンクリート造の建物を収去して甲土地の明渡しを求める訴えを提起した（以下「第1訴訟」という。）。第1訴訟が第1審に係属中、XとYとの間で、次のような訴訟上の和解が成立した。

- ①Xは、Yに対し、甲土地を1500万円で売り渡すこと
- ②Yは、上記代金1500万円を500万円ずつ3回に分けて支払うこと
- ③Xは、上記代金1500万円の完済と同時に、Yに対し、甲土地の所有権移転登記手続をすること

ところが、Yが1回目の支払をしなかったので、Xは、代金支払の履行を催告した上、訴訟上の和解を解除し、改めて、建物収去土地明渡請求訴訟を提起した（以下「第2訴訟」という。）。Yは、Xが訴訟上の和解を解除したことにより、第1訴訟がなお係属しているので、第2訴訟は、重複訴訟となると主張した。

（問い合わせ）訴訟上の和解の法的性質に触れつつ、第2訴訟におけるYの主張の当否を論じなさい。

以上